

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	一定の病気等に該当する疑いがある者に対する免許の効力の暫定的停止	府省名	国家公安委員会・警察庁
根拠となる法令	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 政令 <input type="checkbox"/> 府省令 <input type="checkbox"/> 告示 <input type="checkbox"/> その他		
	道路交通法		
規制の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設等 <input type="checkbox"/> 緩和 <input type="checkbox"/> 廃止		

点検項目		評価の実施状況				課題
①	規制の目的、内容及び必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし				
費用の分析	② 遵守費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化 <input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 負担なし <input type="checkbox"/> 分析なし				※
	③ 行政費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化 <input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 負担なし <input type="checkbox"/> 分析なし				
	④ その他の社会的費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化 <input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 負担なし <input type="checkbox"/> 分析なし				
⑤	便益の分析	<input type="checkbox"/> 金銭価値化 <input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 分析なし				
⑥	費用と便益の関係の分析	<input type="checkbox"/> 費用便益分析 <input type="checkbox"/> 費用効果分析 <input type="checkbox"/> 費用分析 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的な分析 <input type="checkbox"/> 分析なし				
代替案	⑦ 代替案の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 設定あり <input type="checkbox"/> 想定される代替案なし <input type="checkbox"/> 設定なし				
	⑧ 代替案との比較	<input checked="" type="checkbox"/> 費用・便益で比較 <input type="checkbox"/> 費用で比較 <input type="checkbox"/> 便益で比較 <input type="checkbox"/> 比較なし				
⑨	レビューを行う時期又は条件	<input checked="" type="checkbox"/> 設定あり <input type="checkbox"/> 設定なし				
【課題の説明】						

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したものの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

## 【点検結果表の別紙】

### 《規制の影響が及ぶ範囲等に係る参考情報》

#### ○ 当省の照会

規制の影響が及ぶ範囲を示す情報として、①一定の症状を呈する病気等に該当する疑いのある者に対する適性検査（臨時適性検査を含む。）の件数及び②当該適性検査の結果運転免許の取消しに至った件数が分かれば、御教示下さい。

#### ○ 国家公安委員会・警察庁の回答

- ① 平成 24 年中、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 102 条第 1 項から第 4 項までの規定による臨時適性検査の実施件数は 402 件である。
- ② 平成 24 年中、道路交通法第 102 条第 4 項の規定による臨時適性検査の結果を踏まえて行った運転免許の取消し件数については把握していないが、同年中、同条第 1 項から第 3 項までの規定による臨時適性検査の実施件数は 106 件であり、これらの規定による臨時適性検査の結果を踏まえて行った運転免許の取消し件数は 41 件である。

### 《遵守費用に係る補足説明》

#### ○ 当省の照会

遵守費用について「自動車等の運転をすることができなくなるが、金銭的負担や作為義務が生じるものではなく、新たな遵守費用はほとんど生じない」と記載しているが、評価書記載の他にも発生又は増減することが考えられるため、具体的な要素を可能な限り列挙し、説明することが必要である。具体的には、自動車の運転をすることができなくなること自体の負担（移動の制限等）、自動車の運転ができなくなることに伴う公共交通機関等の利用のため生じる金銭的負担及び業務で自動車を運転する者について業務継続が困難となる負担等が発生することが想定される。

#### ○ 国家公安委員会・警察庁の説明

御指摘の「公共交通機関等の利用のため生じる金銭的負担」及び「業務で自動車を運転する者について業務継続が困難となる負担」については、事前評価書において遵守費用として記載した「自動車等の運転をすることができなくなる」ことに含まれるものと考えている。なお、移動手段として自動車等を利用するためには、自動車等の購入費用、ガソリン等燃料の購入費用等が必要となるところ、代替的な公共交通機関を利用するために必要な金銭的負担は、必ずしも自動車等の利用に必要なこれらの金銭的負担を上回るとは限らないことから、事前評価書においては、遵守費用について金銭的負担が生じるものではない旨を記載しているものである。